

本書刊行後の法改正に伴い、初版3刷にて以下の補訂いたしました。

---

■33頁4行目を以下のとおり修正する。

「年以下の懲役又は……」

→「年以下の懲役〔2025年6月より拘禁刑〕又は……」

■40頁18行目を以下のとおり修正する。

「そこで、プロバイダ責任制限法は、……」

→「そこで、プロバイダ責任制限法（令和6年改正後は情報流通プラットフォーム対処法）は、……」

■49頁末尾に以下を加える。

〔補訂〕

同意のない性的行為に対する処罰に関しては、日本でも2023年に刑法が改正された。この刑法改正により、暴行やアルコール、虐待、社会的地位による影響力等を利用して、相手を性的行為に対して同意しない意思を示すことが難しい状態にさせたり、又は相手があるような状態にあることに乗じて、わいせつ行為や性交等をした者が拘禁刑に処されることになった（刑176条・177条）。これにより、婚姻関係やパートナー関係の有無にかかわらず、相手からの同意のない状態で性的行為をした者を処罰する道が拓かれた。

■64頁末尾に以下を加える。

〔補訂〕

自由刑について、刑法12条は刑事施設での「作業」が義務づけられる懲役を、同13条はそうした義務のない禁錮をそれぞれ定めていたが、令和4（2022）年の法改正により、このような懲役・禁錮の二本立てシステムは廃止され、刑事施設への拘置を主な内容とする「拘禁

刑」が創設されるに至った（新 12 条）。改善更生の重要な手段としての作業・指導を、個々の受刑者の特性に応じて柔軟に組み合わせ、より効果的に実施できるようにする点に狙いがあるとされる。この改正法は 2025 年 6 月 1 日から施行される。

■ 131 頁 17 行目末尾を以下のとおり修正する。

「……（民 772 条 1 項）。」

→ 「……（民 772 条）。」

■ 135 頁最終行末尾に以下を挿入する。

（2024 年改正により民法 754 条は削除された）